

▼騒音に係る環境基準

＜騒音に係る環境基準＞

令和6年3月31日現在

地域の類型	基準値		該当地域
	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)	
AA	50デシベル以下	40デシベル以下	仙台市青葉区荒巻字青葉の第2種中高層住居専用地域の内文教地区(公園区域を除く)
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下	仙台市他25市町村(※)の区域で第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、仙台市の第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域(一部地域に限る)、他25市町村の第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域
C	60デシベル以下	50デシベル以下	仙台市他25市町村の近隣商業地域(一部の地域を除く)、商業地域、準工業地域、工業地域

※仙台市他25市町村： 仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、富谷市、大河原町、村田町、柴田町、亘理町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大衡村、美里町、女川町、南三陸町

＜騒音に係る「道路に面する地域」の環境基準＞

令和6年3月31日現在

地域の区分	基準値	
	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下
この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。		
基準値		
昼間(6:00～22:00)		夜間(22:00～6:00)
70デシベル以下		65デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。		

＜航空機騒音に係る環境基準＞

令和6年3月31日現在

地域の類型	基準値(単位 Lden)	該当地域(昭和49年12月27日、昭和51年12月28日指定)
I	57以下	霞目飛行場の周辺地域(図3-4-4-3参照)
II	62以下	仙台空港・霞目飛行場及び松島飛行場の周辺地域(資料編図3-4-4-1、図3-4-4-2及び図3-4-4-3参照)

(備考)

霞目飛行場(昭和51年12月28日宮城県告示第1192号)

仙台空港(昭和49年11月27日宮城県告示第1317号、最終改正:平成25年3月29日宮城県告示第264号)

松島飛行場(昭和51年12月28日宮城県告示第1193号、最終改正:平成25年3月29日宮城県告示第265号)

＜新幹線鉄道騒音に係る環境基準＞

令和6年3月31日現在

地域の類型	基準値	地域(昭和52年5月20日指定)
I	70デシベル以下	東北新幹線鉄道の本線及び側線の軌道中心線から両側にそれぞれ300m以内の区域(以下「沿線区域」という。)のうち、都市計画法に規定する第一種・第二種低層住居専用地域、田園住居地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、第一種・第二種住居地域及び準住居地域及び沿線区域のうち別表1の区域
II	75デシベル以下	沿線区域のうち、都市計画法に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び沿線区域のうち別表2の区域

別表第一 昭和52年5月20日宮城県告示第387号
(平元告示一〇二四・全改、平八告示一六九・一部改正)

下り線側		上り線側	
起点 (キロメートル)	起点 (キロメートル)	起点 (キロメートル)	起点 (キロメートル)
二八二・五一	二八三・三六	二八二・五一	二八三・一六
二九一・〇九	二九一・九一	二八五・一六	二八五・六六
二九六・一六	二九六・六六	二九一・〇九	二九一・九一
二九七・一六	二九七・六六	二九四・一六	二九四・六六
二九八・一六	二九八・一六	二九五・一六	二九五・六六
三〇一・六六	三〇二・一三	二九七・一六	二九七・六六
三〇二・六六	三〇三・八四	二九八・一六	二九九・一六
三〇七・五六	三〇八・六二	三〇二・六六	三〇三・八四
三一五・九八	三一六・七三	三〇七・五六	三〇八・六二
三三二・六四	三三二・八一	三一二・一三	三一二・五一
三三六・六一	三三七・一九	三一三・六六	三一三・六六
三四一・五五	三四一・八六	三一五・九八	三一六・九二
三四六・六一	三四八・一一	三三二・六四	三三二・九四
三四九・一一	三四九・四七	三三三・六四	三三四・一一
三五一・二八	三五一・六八	三三六・六一	三三七・一九
三五四・一一	三五五・一一	三四七・一一	三四八・一一
三五八・一一	三五八・六一	三四九・一一	三四九・四七
三六〇・六一	三六一・一一	三五二・二八	三五二・六八
三六一・六一	三六二・一八	三五八・一一	三五八・六一
三六六・五一	三六八・一一	三六〇・六一	三六一・一一
三六九・一一	三七〇・一一	三六一・六一	三六二・八一
三七二・一一	三七二・六一	三六六・一一	三六八・一一
三七三・一一	三七五・一一	三六八・六一	三七〇・六一
三七六・一一	三七七・六一	三七一・六一	三七二・六一
三七九・六一	三八〇・六一	三七四・六一	三七五・一一
三八二・一一	三八八・一一	三七六・一一	三七七・六一
三八九・六一	三九〇・六一	三七八・四五	三七八・九三
三九一・八六	三九二・五四	三七九・六一	三八〇・六一
三九二・七七	三九三・六八	三八二・一一	三八二・六一
三九六・四三	三九七・五六	三八三・一一	三八六・六一
三九八・九二	四〇一・〇四	三八七・一一	三八七・六一
		三九〇・一九	三九〇・六一
		三九一・八六	三九二・五四
		三九二・七七	三九三・六八
		三九六・四三	三九七・四〇
		三九八・九二	四〇一・〇四

備考 起点及び終点の表示は、東京を起点として軌道中心線に沿った距離(管理キロ程)による。

別表第二 昭和52年5月20日宮城県告示第387号
(平元告示一〇二四・全改)

下り線側		上り線側	
起点 (キロメートル)	起点 (キロメートル)	起点 (キロメートル)	起点 (キロメートル)
二八四・一六	二八五・一六	二八三・六六	二八五・一六
二九二・七八	二九三・一六	二九二・七八	二九三・一六
二九四・一六	二九六・一六	二九四・六六	二九五・一六
二九七・六六	二九八・一六	二九五・六六	二九六・一六
二九八・六六	三〇〇・〇四	二九九・六六	三〇〇・〇四
三〇四・七九	三〇五・一六	三〇一・四七	三〇二・一三
三一・八三	三一・五一	三〇四・七九	三〇五・五一
三一・九八	三一・四六	三一・八三	三一・二一
三一・五・一六	三一・五・九八	三一・三・六六	三一・四・一六
三三〇・三四	三三一・一四	三一・五・一六	三一・五・三三
三四一・一一	三四一・五〇	三三〇・一六	三三〇・六四
三五一・六八	三五一・八四	三三七・六一	三三七・七四
三六八・六一	三六九・一一	三五一・六八	三五一・八四
三七〇・一一	三七一・六一	三五二・六一	三五三・一一
三七五・一一	三七六・一一	三五四・一一	三五五・一一
三七七・六一	三七八・一一	三五八・八二	三五九・六一
		三六五・八一	三六六・一一
		三七〇・六一	三七一・一一
		三七五・一一	三七六・一一
		三八二・六一	三八三・一一
		三八六・六一	三八七・一一
		三八七・六一	三八八・六一
		三八九・六一	三九〇・一一

備考 起点及び終点の表示は、東京を起点として軌道中心線に沿った距離(管理キロ程)による。

※ 上記の新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域は、令和6年8月30日宮城県告示第556号により改正しております(令和6年9月1日施行)。

令和6年9月1日以降の類型を当てはめる地域の指定状況につきましては、下記URLをご覧ください。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-t/kijyun-sinkansen.html>